

アメリカ民事訴訟に関する送達と 日本企業の対応



コロンビア特別区弁護士 瀬川 一真

要 約

アメリカにおける特許訴訟を含む民事訴訟については、原告が召喚状および訴状を被告に送達する必要がある。この点、被告がアメリカ国外に所在する場合、当該送達は、ハーグ送達条約およびアメリカ連邦民事訴訟規則に沿って行われることになるが、それらの解釈などについてはさまざまな変遷を経ている。まず、ハーグ送達条約においては、外国の中央機関を経由した送達が基本的な送達方法として規定されているが、郵便による直接送達の有効性が問題となり、2017年のアメリカ連邦最高裁判所によって、当該送達方法も許容されることが確認された。次に、当該郵便による送達を日本が許容しているかどうかについては、日本が長らくその態度を明らかにしなかったが、2018年に当該送達方法の拒否宣言を行うに至った。さらに、近年においては、電子メールによる送達の有効性がアメリカ連邦民事訴訟規則などとの関係から問題となっており、裁判所の判断も分かれているところである。日本企業としては、これらの動向を把握したうえで、当該送達のあった場合に適切な反論を行えるように備えておくことがのぞましい。

目次

1. はじめに
2. アメリカ連邦法と送達の関係
3. ハーグ送達条約およびアメリカ連邦民事訴訟規則と「その他の送達方法」
4. 国際郵便による被告への直接送達
 - (1) 「裁判上の文書」の「郵送」が送達を含むものであるか
 - (2) ハーグ送達条約第10条(a)に関する日本の見解
5. 電子メールによる被告への直接送達
 - (1) 国際合意との関係
 - (2) デュー・プロセスとの関係
6. 送達に関するその他の問題
 - (1) 翻訳を伴わない訴状などの送達
 - (2) ハーグ送達条約に基づく送達と民事訴訟規則に基づく送達の関係
7. 郵便または電子メールによる送達を受けた場合における対応
8. おわりに

アメリカ国外に所在する者を被告とする場合の方が、地理的または政治的な観点などから困難といえる。

しかし、それらの困難性については、ハーグ送達条約をふまえたうえで、訴状などの郵便送達の有効性をめぐりアメリカ連邦最高裁判所判決によって一定の解消が図られた。一方、日本については、ハーグ送達条約における郵便送達に関して、その拒否を宣言した。さらに、電子メールによる訴状などの送達の有効性に関する問題も生じており、この点に関しては、本年に至るまで、アメリカ連邦地方裁判所においてさまざまな見解が示されている。

本稿においては、これらアメリカ国内に所在する原告からアメリカ国外に所在する被告に対する送達をめぐり制度および裁判例などの変遷について紹介したうえで、郵便または電子メールによる送達を受けた場合における日本企業の対応案を示す⁽³⁾。

1. はじめに

アメリカ連邦地方裁判所において、2020年度に提起された特許訴訟は、4,060件にのぼる⁽¹⁾。特許訴訟を含む民事訴訟の提起にあたって、原告は、召喚状および訴状のコピー（以下、まとめて「訴状など」という）を被告に送達する必要があるところ⁽²⁾、それは、アメリカ国内に所在する者を被告とする場合よりもア

2. アメリカ連邦法と送達の関係

特許権、種苗権、著作権、または商標権に関する連邦法について生じた事件（以下、これら連邦法をまとめて「知的財産法」といい、これら事件をまとめて「知的財産法に関する事件」という）については、とりわけ統一的な解釈が重要であること⁽⁴⁾、および、知

的財産法との関係するような複雑な問題については専門性のある裁判官による取り扱いがのぞましいことなどから、連邦地方裁判所が第一審としての専属的事物管轄権を有する⁽⁵⁾。

この点、「知的財産法に関する事件」に該当する場合として、ふたつの類型が挙げられる。

第一の類型は、訴訟物が知的財産法に基づく場合であり、その例としては、特許権の侵害に関する請求、または、特許権に関する発明者の訂正をめぐる請求が挙げられる⁽⁶⁾。

第二の類型は、訴訟物は知的財産法そのものに基づくわけではないものの、(i) 当該訴訟においては知的財産法に関する問題の解決が不可欠であり、(ii) 当該問題が実際に争われており、(iii) 当該問題は重大なものであり、(iv) 当該問題を連邦裁判所によって解決することが、連邦政府と州政府の権力のバランスを損なわせることのないものであるという要件⁽⁷⁾を満たす場合である。

連邦地方裁判所における民事訴訟についてはアメリカ連邦民事訴訟規則（以下、「民事訴訟規則」という）による⁽⁸⁾。この点、原告は、訴状などを訴状送達人⁽⁹⁾に渡し、被告に送達されるよう取り計らう必要がある⁽¹⁰⁾。

一方、被告には、原告が送達に伴う不合理な出捐を回避できるよう協力する義務がある⁽¹¹⁾。当該義務との関係から、原告は、被告に送達の放棄を求めることもできる⁽¹²⁾。

3. ハーグ送達条約およびアメリカ連邦民事訴訟規則と「その他の送達方法」

ハーグ送達条約⁽¹³⁾は、ハーグ国際司法会議の構成国で採択された国際的な訴状の送達などについての多国間条約であり、日本およびアメリカを含む79か国がこれを批准している⁽¹⁴⁾。ハーグ送達条約は、裁判文書の国外への送達が十分な時間的余裕をもって名宛人の注意を喚起させる方法で行われることを目的とする⁽¹⁵⁾。

ハーグ送達条約において基本とされる送達手続きは、次のとおりである⁽¹⁶⁾。まず、訴訟の係属する国において、裁判文書を送達する権限を有する者は、送達の名宛人の所在する国の指定する中央機関に当該文書を送付する（当該中央機関は、当該文書の自国語の翻訳を付するよう要求できる）。当該中央機関は、自らまたは適切な国内の機関を通じて送達を行い⁽¹⁷⁾、

その結果は、成否にかかわらず、原告に通知される⁽¹⁸⁾。

当該送達手続きの日本における運用は、次のとおりである。まず、アメリカ国内に所在する原告⁽¹⁹⁾は、日本の外務省に訴状などを送付する。なお、当該訴状などには日本語の翻訳を付することが要求されている⁽²⁰⁾。当該訴状などは、以降、外務省から、最高裁判所事務総局を経由し、管轄権を有する地方裁判所に付託され、郵便事業者によって被告に送達される。原告は、これらの逆の経路のもと、日本の外務省経由で、当該送達に関する証明書を受け取る⁽²¹⁾。

このように、ハーグ送達条約に沿った送達手続きは、各国の指定する中央機関を経由することになるため、時間を要しがちであり⁽²²⁾、また、訴状などの翻訳などに関する費用も要することになる。ハーグ送達条約もこのような不都合を認識しており、その他の送達方法に関する規定をおく⁽²³⁾。

そして、ハーグ送達条約におけるそれら規定をふまえ⁽²⁴⁾、民事訴訟規則は、「ハーグ送達条約によって承認された方法を含む、被告が訴訟を合理的に認識でき、かつ、国際合意のある送達方法」、「そのような国際合意のある送達方法がない場合、もしくは、国際合意がその他の送達方法を特定していない場合においては、被告が訴訟を合理的に認識でき、かつ、国際合意のある送達方法」、または、「裁判所の命令する国際合意によって禁止されていないその他の送達方法」を認めている⁽²⁵⁾。

さて、アメリカ国内に所在する原告によるアメリカ国外に所在する被告への送達は、ハーグ送達条約、民事訴訟規則、および、デュー・プロセスに沿って行われる必要がある⁽²⁶⁾。そして、近年においては、FedEx、DHL、またはUPSなどの国際郵便による被告への直接送達、および、電子メールによる被告への直接送達などがこれらを満たし、中央機関を経由する以外の送達方法として許容されるかどうか問題となっている。

4. 国際郵便による被告への直接送達

ハーグ送達条約の定める中央機関を経由しない方法のうち、その他の公的機関の介在もない方法としては、ハーグ送達条約第10条(a)が挙げられ、「この条約は、名あて国が拒否を宣言しない限り、次の権能の行使を妨げるものではない。(a) 外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権能」⁽²⁷⁾との定めをおく。

この点に関してのひとつの論点は、「裁判上の文書」の「郵送」は送達を含むものであるかどうかというものであり、もうひとつの論点は、「名あて国が拒否を宣言しない限り」との関係におけるハーグ送達条約第10条(a)に関する日本の見解である。

(1) 「裁判上の文書」の「郵送」が送達を含むものであるか

ハーグ送達条約第10条(a)における「裁判上の文書」の「郵送」が送達を含むものであるならば、アメリカ国内に所在する原告は、アメリカ国外の被告に対する送達を郵便によって実施しうることになる。

ところが、ハーグ送達条約第10条(a)における「裁判上の文書」の「郵送」(「send judicial documents, by postal channels」)との文言が、ハーグ送達条約第10条(b)または(c)における「裁判所附属史」などによる「裁判上の文書」の「送達」(「to effect service of judicial documents directly through the judicial officers...」)と異なっていることから、前者における郵送には送達が含まれていないのではないかが問題となる。

この点、当該問題に関する見解は連邦控訴裁判所においても分かれ、第2、第4、第7、および第9巡回区控訴裁判所は、「郵送」には「送達」も含まれるとする多数説をとり、第5および第8巡回区控訴裁判所は「郵送」には「送達」は含まれないとする少数説をとった。そこで、Water Splash 事件⁽²⁸⁾において、連邦最高裁判所がその解決を図ることになった。

ウォーターパーク・システムなどを手掛ける Water Splash, Inc. (以下、「Water Splash 社」という)は、デラウェア州の会社であり、元従業員であった Menon 氏に対する訴訟を提起した。当該訴訟は、Menon 氏が営業職として Water Splash 社に勤務している間、Water Splash 社の製品に関する設計情報などを競合事業者へ漏洩したことを理由とした。その際、Menon 氏がカナダのケベック州民であったことから、Water Splash 社は、裁判所の命令のもと、郵便によって送達を行ったため、Menon 氏が当該郵便送達の有効性について争ったというのが Water Splash 事件の経緯である。

この点、裁判所は、第10条(a)は同条(b)および(c)とともに「裁判上の文書」に関する規定であって、あえて送達を除外する意図があったとは考え

られないこと、そもそも「郵送」は「送達」を包含する単語と評価できること、および、英語のほかにフランス語もハーグ送達条約の正文として認められているところ、「郵送」に相当する箇所に用いられているフランス語(「addresser」)は「送達」を意味することを理由として⁽²⁹⁾、「ハーグ送達条約第10条(a)における「裁判上の文書」の「郵送」は送達を含むものであるとした。

(2) ハーグ送達条約第10条(a)に関する日本の見解

Water Splash 事件を経て、現在においては、アメリカ国内に所在する原告からアメリカ国外に所在する被告への郵便による送達も許容されるといえるが、それはあくまで、当該アメリカ国外の被告の所在する国が、「拒否を宣言しない限り」において妥当する。

この点、日本については、1970年のハーグ送達条約の批准以降、長きにわたって、第10条(a)の拒否を宣言しなかった⁽³⁰⁾。

一方、そのような状況について、日本の代表団は、1989年4月に実施されたハーグ国際私法会議の特別委員会において、「日本に所在する被告への郵便による送達を日本の主権侵害とみなさないことを意味するのみであって、日本において有効な送達とみなすことを示唆しない」と述べるなど⁽³¹⁾、その態度は明らかなものとはいえなかった。

その結果、日本が郵便による送達を許容するものであるかどうかに関する裁判所の判断についても、分かれるところとなったのである⁽³²⁾。

もっとも、このような状況は、Water Splash 事件ののちとなる2018年12月に日本がハーグ送達条約第10条(a)の拒否を宣言したことにより⁽³³⁾、解消されることとなった。すなわち、現在においては、アメリカを含むハーグ送達条約の批准国が郵便によって日本に所在する被告に直接の送達を行うことは許容されていないのである。

5. 電子メールによる被告への直接送達

民事訴訟規則は、「国際合意によって禁止されていないその他の方法」による送達も許容しているため⁽³⁴⁾、「その他の方法」に関する理解が問題となる。

この点については、近年における連絡手段として最も一般的かつ効率的であるともいえる電子メールとの

関係を中心として、複数の裁判例が見受けられるが、それらの基本的な考え方はおおむね同じである。すなわち、民事訴訟規則 4(f)(3) における「その他の方法」による送達の実施については裁判所に合理的な裁量があるものとするのである。具体的には、当該送達方法が国際合意によって禁止されておらず、かつ、デュー・プロセスに沿っている限り、裁判所は、アメリカ国外に所在する被告への送達方法としうとする⁽³⁵⁾。

本稿においては、日本企業の主要な進出先のひとつでもあるニューヨーク州において、比較的最近まで係属していた Group One 事件⁽³⁶⁾を中心としつつ、当該基本的考え方と関係する論点を紹介する。

この点、Group One 事件は、イングランドの会社である Group One 社が、自己の有するテニスのサーブがネットに触れたかどうかを検知するシステム（以下、「検知システム」という）に関する特許権の直接侵害および寄与侵害などを根拠として提起した、ドイツの会社である GTE 社およびその CEO（以下、「被告ら」という）に対する訴訟である。

当該訴訟との関係において、Group One 社が、被告らによる検知システムの販売行為などに関して暫定的差し止め命令の申し立てを行ったところ、裁判所は、原告に、電子メールによる送達の実施を認めた。そこで、被告らは、当該送達手段は不適切であるとして異議を申し立てた⁽³⁷⁾。

(1) 国際合意との関係

Group One 事件においては、ドイツは、ハーグ送達条約第 10 条について拒否の宣言を行っているから⁽³⁸⁾、電子メールによる送達は、そもそも、「名あて国が拒否を宣言」しているのではないかが問題となったが、裁判所の判断の要旨は、次のとおりである。

「批准国による拒否宣言が単にハーグ送達条約第 10 条 (a) に列挙される方法についてのみ行われている場合、民事訴訟規則は、連邦裁判所に、当該第 10 条 (a) に明示的に列挙されている以外の方法による送達を命じる権限を付与している。

そして、電子メールは、ハーグ送達条約において定める送達方法である『郵便』には含まれないから、批准国が電子メールによる送達に関する明確な拒否を宣言していない限り、電子メールによる送達も許容されることになる。

この点、ドイツのハーグ送達条約第 10 条に関する

拒否宣言についてみると、単に同条の適用を拒否しているのみであって、電子メールによる送達については明確な拒否をしていない。したがって、本事件における、電子メールによる送達は『名あて国が拒否を宣言』している送達方法ではない。

このような Group One 事件における判断は、日本企業についても妥当しうるといえる。なぜなら、日本の拒否宣言も、ドイツと同じく、単に第 10 条 (a) の適用について拒否を宣言するのみにとどまっているからである⁽³⁹⁾。

もっとも、Group One 事件と異なる判断を示す裁判例も存在する。たとえば、テキサス州東部地区連邦裁判所などは、ハーグ送達条約第 10 条 (a) の適用の拒否を宣言している国が電子メールのように同条に明示されていない送達方法に同意しているとは解釈できないとするのである⁽⁴⁰⁾。

したがって、日本企業としては、電子メールによる送達の関係する訴訟の裁判地における判断を確認し、日本のハーグ送達条約第 10 条 (a) の拒否宣言に基づく反論が可能であるかどうかを検討することになる。

(2) デュー・プロセスとの関係

電子メールによる送達はデュー・プロセスに沿っている必要があるところ、Group One 事件における判断の要旨は、次のとおりである。

「デュー・プロセス条項のもと、『その他の方法』による送達についても、諸般の事情をふまえたうえで、利害関係者が当該訴訟の係属を認識し、また、異議を申し立てる機会のあるようなものである必要がある。

この点、電子メールのみによる送達については、送達の試みられた電子メールと関連する電子メール・アドレスを被告が使用しており、当該送達ののちに被告が裁判所に出頭した場合などにおいて、デュー・プロセスに沿っているといえる。

本事件においても、被告は、あらかじめ、電子メールを通じて、当時予期され、また、現在係属する別の特許侵害訴訟に関する交信を原告の弁護士と行っており、実際に電子メールによって本事件の適切な通知を受領しているといえるから、本事件における電子メールによる送達はデュー・プロセスに沿ったものである。

さらに、現在、世界中で起こっている感染症の蔓延をふまえた場合、電子メールは最も効率的な送達手段

と評価できるものであり、この点は電子メールによる送達のデュー・プロセスの充足性をさらに補強するものである⁽⁴¹⁾。]

このように、電子メールによる送達もデュー・プロセスに沿っていると判断した裁判例も少なくない。当該判断の基準について確定的なものはないものの⁽⁴²⁾、複数の裁判例を分析したうえで、(i)原告は、連絡先とする予定の被告の電子メール・アドレス、アカウント、またはウェブサイトに関する情報を裁判所に提供したか(ii)原告は、電子メールによる連絡をもって被告が訴状などを受領できる蓋然性に関する事実を示したか⁽⁴³⁾(iii)送達に用いる電子メール・アドレスは被告の弁護士のものであるか、(iv)訴状などは送達先の属する国の言語に翻訳されているか、および(v)その他の手段による送達が試みられているか、を例として示したものもある⁽⁴⁴⁾。

日本企業が被告となるような訴訟においては、原告がこれらの基準を満たすことはそれほど困難ではないと思われるほか、いまだに継続するCOVID-19をめぐる環境をふまえると、アメリカ裁判所が電子メールによる送達そのものについて、デュー・プロセスとの関係を問題視する可能性はそれほど高くないであろう。

6. 送達に関するその他の問題

送達の方法が郵便であるかまたは電子メールであるかなどを問わず、送達はデュー・プロセスに沿って行われる必要がある。この点などとの関係において、翻訳を伴わない訴状などの送達、および、ハーグ送達条約に基づく送達と民事訴訟規則に基づく送達の先後関係が、Group One 事件も含め、複数の裁判において争点となっている。

(1) 翻訳を伴わない訴状などの送達

ハーグ送達条約第5条に基づく(中央機関などを經由する)送達について、ドイツは、訴状などのドイツ語への翻訳を求めているところ⁽⁴⁵⁾、Group One 事件においては当該翻訳が行われていなかった。

この点、ドイツ語の翻訳の付されていない(英語による)訴状などの送達とデュー・プロセスの関係に関する当該裁判所の判断の要旨は次のとおりである。

「そもそも、ドイツによる、訴状などにドイツ語の翻訳を付することようにとの要求は、ハーグ送達条約

第5条に基づく送達に限られており、本事件の対象である第10条(a)に基づく送達についての適用はない。

また、仮にドイツ語の翻訳が付されていないことがデュー・プロセス上の問題を生じさせうとしても、被告は英語を理解できていないわけでもない。

したがって、本事件における英語の訴状などのみの送達もデュー・プロセスに沿ったものと評価できる⁽⁴⁶⁾。]

さて、日本についても、ハーグ送達条約において、訴状などの日本語の翻訳を付するよう求めているが、その対象は、ドイツと同じく、ハーグ送達条約第5条に基づく送達に関するものに限られている⁽⁴⁷⁾。そして、日本の企業が被告となった場合においては、その英語の読解能力について疑義を唱えることは困難と思われる⁽⁴⁸⁾。

これらから、アメリカ民事訴訟において被告となった日本企業が電子メールによる送達を受けた場合において、日本語の翻訳が付されていないことを理由とした送達の瑕疵を主張することは容易ではないであろう。

(2) ハーグ送達条約に基づく送達と民事訴訟規則に基づく送達の関係

電子メールによる送達のような民事訴訟規則4(f)(3)に基づく送達については、中央機関を經由するようなハーグ送達条約に基づく送達を先に経たうえで行われるべきではないかが問題となることも少なくない。

この点についてのGroup One 事件における裁判所の判断の要旨は、次のとおりである。

「民事訴訟規則はアメリカ国外に所在する被告に対する送達の方法として大きく三つの方法を規定しているところ⁽⁴⁹⁾、それらの間に優先関係があるかどうか問題となりうるが、第2巡回区においては、優先関係はないとの判断が継続的に行われている。

したがって、『裁判所の命令する国際合意によって禁止されていないその他の送達方法』による送達を行う前に、『ハーグ条約によって承認された方法』による送達が試みられている必要はない⁽⁵⁰⁾。]

しかし、このようなGroup One 事件の判断に反し、「ハーグ送達条約によって承認された方法による送達」の実施が「国際合意によって禁止されていないその他の方法」に先立つ必要性を示唆する裁判例も見受けら

れる。

たとえば、Group One 事件とほぼ時を同じくして、イリノイ州において係属した Parsons 事件⁽⁵¹⁾においては、ペンシルバニア州東地区連邦裁判所⁽⁵²⁾が「国際合意によって禁止されていないその他の方法」による送達は、「ハーグ送達条約によって承認された方法」による送達が功を奏さない場合に初めて認められるとしたことに着目した⁽⁵³⁾。

当該見解は、民事訴訟規則の諮問委員会メモにおいて、「国際合意によって禁止されていないその他の方法」による送達は、たとえば、外国の中央機関が（アメリカ特許法においても規定される）懲罰的賠償を求める訴状の送達を拒否した場合などにおいて正当化されるとしている⁽⁵⁴⁾ことと整合するように思われる。

さらに、特許訴訟との関係についてみると、2020年度のアメリカ国内において、最も特許訴訟の取り扱い件数の多かったテキサス州西地区連邦裁判所⁽⁵⁵⁾が、電子メールによる送達との関係において、「ハーグ送達条約によって承認された方法」による送達の不実施を否定的に捉えていることは着目に値する⁽⁵⁶⁾。

これらから、被告として電子メールによる送達を受けた場合においては、ハーグ送達条約によって承認された送達手続きが先行すべきであるとの主張を行うことも十分に検討に値するであろう。

7. 郵便または電子メールによる送達を受けた場合における対応

本稿において紹介したハーグ送達条約、ハーグ送達条約第10条(a)に関する日本の拒否宣言、民事訴訟規則、およびその後の裁判例をふまえると、日本企業が、外務省を経由する以外の方法によって、アメリカに所在する原告から訴状などの送達を受けた場合の対応は、おおむね次のように整理することができる。

まず、訴状などが郵便によって送達された場合においては、日本のハーグ送達条約第10条(a)に関する拒否宣言を原告に知らせ、中央機関を通じた送達を要求することができる。

これに対して、訴状などが電子メールによって送達された場合においては、当該訴訟を管轄する裁判地を確認したうえで、ハーグ送達条約によって承認された送達手続きを先に履践すべきであるとの主張、および、日本のハーグ送達条約第10条(a)に関する拒否宣言の対象には電子メールによる送達も含まれるから

当該送達は認められないとの主張が可能であるかどうかを検討することになる。

また、それらの検討の結果が日本企業にとってのぞましくない場合であっても、それらはいまだ確定的な決着をみていない問題であることなどを理由として、当該送達を許容することと引き換えに、訴状に対する応答の期日の延長を交渉することも考えられる⁽⁵⁷⁾。

8. おわりに

アメリカに所在する原告による日本企業を被告とした民事訴訟に関しては、一般に大きな負担を伴うものであるが、郵便または電子メールによる突如の直接送達とそれを契機とした訴訟の開始は、さらに大きな負担ともなりかねない。

そこで、日本企業としては、送達とハーグ送達条約、日本の拒否宣言、および民事訴訟規則の関係についての動向を把握したうえで、最新の裁判例もふまえて、当該送達のあった場合に適切な反論を行えるように備える必要がある。

(注)

(1) LexisNexis, Lex Machina Released 2021 Patent Litigation Report (Mar. 11, 2021), <https://www.lexisnexis.com/community/pressroom/b/news/posts/lex-machina-releases-2021-patent-litigation-report> (last visited Jun. 26, 2021). また、アメリカにおける特許出願件数は世界で第二位であり（第一位は中国であり、第三位は日本である）、特許訴訟の隆盛は今後も継続すると思われる。World Intellectual Property Organization, World Intellectual Property Indicator 2020, at 9, https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_941_2020.pdf (last visited Jun. 26, 2021).

(2) FED. R. CIV. P. 4(c)(1).

(3) 本稿は、学術研究または法務業務などに関する参考情報を提供するために用意したものであって、特定の案件に関するアドバイスを提供するために用意したものではないことに留意されたい。

(4) See e.g., *USPPS, Ltd. v. Avery Dennison Corp.*, 647 F.3d 274, 284 (5th Cir. 2011).

(5) 28 U.S.C. § 1338. また、連邦巡回区控訴裁判所が控訴審としての専属的事物管轄権を有する。28 U.S.C. § 1295.

(6) Amelia Smith Rinehart, *The Federal Question in Patent-Licensing Cases*, 90 Ind. L. J., (2014), 3-4.

(7) *Gunn v. Minton*, 568 US 251, 258 (2013).

(8) FED. R. CIV. P.1.

(9) 18歳以上の当事者以外のものであれば、いかなる者であっても、送達人となることができる。Id. 4(c)(2).

(10) Id. 4(c)(1).

- (11) *Id.* 4(d)(1).
- (12) *Id.* アメリカ国内の被告については、合理的理由なくして、当該放棄に同意しない場合、裁判所から当該送達に要する費用などの填補を要求される場合もある。*Id.* 4(d)(2).
- (13) Convention on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters, Nov 15, 1965, 20 U.S.T. 361 (「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(昭和四十五年六月五日号外条約第七号)(以下、「Hague Service Convention」などという))。
- (14) The World Organisation for Cross-border Co-operation in Civil and Commercial Matters, 14: *Convention of 15 November 1965 on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters*, <https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=17> (last visited 2 Jul. 2021).
- (15) Hague Service Convention, preamble.
- (16) *Id.*, art. 2; 3; 4; 5; 6.
- (17) *Id.*, art. 5.
- (18) *Id.*, art. 6.
- (19) See Dep't of Justice, *Service Requests*, <https://www.justice.gov/civil/service-requests> (last visited Jun. 28, 2021) (アメリカは、アメリカ国外に所在する原告からアメリカ国内に所在する被告への民事訴訟に関する訴状などの送達については、国際司法共助事務室 (Office of International Judicial Assistance) を中央機関として指定しており、その請負先である ABC Legal Services LLC の助言を得よう推奨する。これに対して、アメリカ国内に所在する原告からアメリカ国外に所在する被告への訴状などの送達については、原告の責任をもって対処することを要求する)。
- (20) *Id.*
- (21) The World Organisation for Cross-border Co-operation in Civil and Commercial Matters, Japan-Central Authority & practical information (Apr. 21, 2021), <https://www.hcch.net/en/states/authorities/details3/?aid=261> (last visited Jun. 26, 2021); see also 最高裁判所事務総局民事局, 国際民事事件手続ハンドブック 439 (法曹会・2013年)。
- (22) See Sascha Mehihase, *International Service Of Process: The Supreme Court Weights In* (Oct. 10, 2020), <https://www.abclegal.com/blog/international-service-of-process-the-supreme-court-weights-in> (last visited Jun. 26, 2021) (ハーグ送達条約の批准国のうち 60% の国においては、2 か月内に送達手続きを実施できている一方、残りの 40% の国においては当該手続きのための整備が十分でないほか、中国およびメキシコなどにおいては、実務上、(ハーグ送達条約の批准国であるにもかかわらず) 郵便による直接の送達によるほかないとされていることを紹介する)。
- (23) Hague Service Convention, art. 8-10.
- (24) ハーグ送達条約はアメリカ連邦民事訴訟規則に優先するとされる。See Gary A. Magnarini, *Service of Process under the Hague Convention*, 71 MARQ. L. REV. 649, 662; see also *Harris v. Browning-Ferris Industries Chemical Services, Inc.*, 100 F.R.D. 775, 777-78 (M.D. La. 1984).
- (25) FED. R. CIV. P. 4(f)(1); (2); (3).
- (26) *E.g.*, *James Avery Craftsman, Inc. v. Sam Moon Trading Enters.*, 2018 U.S. Dist. LEXIS 219083 (W.D. Tex. 2018), at 11 (*citing* *Rio Properties, Inc. v. Rio Int'l Interlink*, 284 F.3d 1007 (9th Cir. 2002) at 1016-17).
- (27) 民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約 (昭和四十五年六月五日号外条約第七号) 第 10 条。なお、下線部は筆者による。
- (28) *Water Splash, Inc. v. Menon*, 137 S. Ct. 1504 (2017).
- (29) *Id.* at 1510-11.
- (30) See generally Fusae Nara et al., *Japanese Government Finally Declares Objections to Service by Mail under the Hague Service Convention* (Jul. 11, 2019), <https://www.pillsburylaw.com/en/news-and-insights/japan-service-by-mail-objection-hague.html> (last visited Jun. 28, 2021).
- (31) Drawn up by the Permanent Bureau, *REPORT ON THE WORK OF THE SPECIAL COMMISSION OF APRIL 1989 ON THE OPERATION OF THE HAGUE CONVENTIONS OF 15 NOVEMBER 1965 ON THE SERVICE ABROAD OF JUDICIAL AND EXTRAJUDICIAL DOCUMENTS IN CIVIL OR COMMERCIAL MATTERS AND OF 18 MARCH 1970 ON THE TAKING OF EVIDENCE ABROAD IN CIVIL OR COMMERCIAL MATTERS*, Paragraph 17, https://assets.hcch.net/upload/srpt89e_20.pdf (last visited Jun. 27, 2021).
- (32) See *Nicholson v. Yamaha Motor Co.*, 80 Md. App. 695 (Ct. Spec. App. 1989) at 704. See also *Suzuki Motor Co. v. Superior Court*, 200 Cal. App. 3d 1476, 1481 (1988) (日本の第 10 条 (a) の拒否宣言に関する対応が郵便による送達を許容することを意味するとは考え難いとする)。Cf. *Shoei Kako Co. v. Supreme Court*, 33 Cal. App. 3d 808, 822 (1973) (日本法について、郵便による送達を許容するものと理解できるとしつつ、日本の第 10 条 (a) の拒否宣言に関する対応も当該理解を示唆するとも評価できるとする)。
- (33) MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS OF THE KINGDOM OF THE NETHERLANDS THE HAGUE, *DECLARATION Japan, 21-12-2018*, https://repository.overheid.nl/frbr/vd/004235/1/pdf/004235_Notificaties_70.pdf (last visited Jun. 26, 2021) (“In accordance with the provisions of Article 21 of the Convention, the Government of Japan hereby gives notice of its declaration of opposition to Article 8 and Article 10(a).”).
- (34) FED. R. CIV. P. 4(f)(3).
- (35) *Group One Ltd v. GTE GmbH et al.*, 2021 U.S. Dist. LEXIS 84335 (E. D. N. Y. 2021) at 33-34.
- (36) *Id.*
- (37) *Group One* 事件において、被告は、本稿で紹介する送達

- の瑕疵に関する異議申し立てのほか、人的管轄権の欠如に関する異議申し立ても行った。前者は原告のとする送達手続きが被告に当該訴訟に関する注意を喚起するだけの適切なものであったかどうか争点となるものであるのに対して、後者は当該訴訟提起のあった裁判所に被告に向けて管轄権を及ぼす権力があるかどうか争点となるものであり、それらは区分して考えることになる。See JOSEPH W. GLANNON, CIVIL PROCEDURE 351 (7th ed. 2013).
- (38) The World Organisation for Cross-border Co-operation in Civil and Commercial Matters, *DECLARATION/RESERVATION/NOTIFICATION*, <https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/notifications/?csid=402&disp=resdn> (“In accordance with paragraph 2 (a) of Article 21 of the Convention, the Government of the Federal Republic of Germany objects to the use of methods of transmission pursuant to Articles 8 and 10. Service through diplomatic or consular agents (Article 8 of the Convention) is therefore only permissible if the document is to be served upon a national of the State sending the document. Service pursuant to Article 10 of the Convention shall not be effected.”)
- (39) See MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS OF THE KINGDOM OF THE NETHERLANDS THE HAGUE, *supra* note 33.
- (40) *Parsons v. Shenzhen Fest Tech. Co.*, 2021 U.S. Dist. LEXIS 35903 (N.D. Ill. 2021), at 5; see also *e.g.*, *Habas Sinal Ve Tibbi Gazlar Istihsal, A.S. v. Int’l Tech. & Knowledge Co.*, 2019 U.S. Dist. LEXIS 219724 (W.D. Pa. 2019).
- (41) *Group One Ltd v. GTE GmbH et al.*, 2021 U.S. Dist. LEXIS 84335 (E.D.N.Y. 2021) at 37-41.
- (42) *Parsons*, 2021 U.S. Dist. LEXIS at 9.
- (43) See *e.g.*, TEX. R. CIV. P. 106(b)(2) cmt. to 2020 change (テキサス州民事訴訟規則は2020年12月にソーシャルメディア、電子メール、およびその他の電磁的方法による送達を許容しようとの内容に変更されたが、裁判所は、当該送達を許可するかどうかの判断にあたって、それらのアカウントが実際に被告のものであるか、および、被告がそれらを定期的に、または、近日において使用しているかどうかに着目している)。
- (44) *Parsons*, 2021 U.S. Dist. LEXIS at 9.
- (45) The World Organisation for Cross-border Co-operation in Civil and Commercial Matters, *supra* note 38 (“Formal service (paragraph 1 of Article 5 of the Convention) shall be permissible only if the document to be served is written in, or translated into, the German language.”).
- (46) *Group One Ltd*, 2021 U.S. Dist. LEXIS, at 41-46.
- (47) MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS OF THE KINGDOM OF THE NETHERLANDS THE HAGUE, *supra* note 33 (“Full translation is required for any document to be served under Article 5(1)(a)(b). We serve the translation to the addressee together with the original.”).
- (48) See *e.g.*, *Shoei Kako Co. v. Superior Court*, 33 Cal. App. 3d 808, 823-24 (1973) (被告である日本企業が送達文書に日本語が付されていないことに異議を唱えたところ、裁判所は、海外と取引のある日本の企業は一般に英語によって交信しているとの証言、および、被告はカリフォルニア州における製品の拡販のために英語のパンフレットを用意していることなどをふまえ、デュー・プロセスに沿わないものではないと判断した)。
- (49) FED. R. CIV. P. 4(f)(1); (2); (3).
- (50) *Water Splash, Inc. v. Menon*, 137 S. Ct. 1504 (2017) at 30-32.
- (51) *Persons v. Shenzhen Fest Tech. Co.*, 2021 U.S. Dist. LEXIS 35903 (N.D. Ill. 2021).
- (52) *Habas Sinal Ve Tibbi Gazlar Istihsal, A.S. v. Int’l Tech. & Knowledge Co.*, 2019 U.S. Dist. LEXIS 219724 (W.D. Pa. 2019).
- (53) *Persons*, 2021 U.S. Dist. LEXIS, at 7.
- (54) FED. R. CIV. P. 4, Advisory Committee Notes, 1993 amendments. See also *Persons*, 2021 U.S. Dist. LEXIS, at 7.
- (55) Derek Freitas, 2020 *Patent Litigation: Year in Review* (Mar. 24, 2021), <https://www.ipintelligencereport.com/2021/03/24/2020-patent-litigation-year-in-review/> (last visited Jun. 27, 2021) (2020年度における新規の特許訴訟件数についてはテキサス州西地区連邦裁判所における受件数が855件を記録し、最多であったことを紹介する)。
- (56) *James Avery Craftsman, Inc. v. Sam Moon Trading Enters., Ltd.*, 2018 U.S. Dist. LEXIS 219083, at 15-18 (W.D. Tex. 2018).
- (57) See Marcellus Mcrae et al., *Initial Stages of Federal Litigation: Overview*, at 3; 6, <https://www.gibsondunn.com/wp-content/uploads/documents/publications/McRaeIranFederalLitigation.pdf> (last visited Jun. 27, 2021) (訴状などの送達を受けた被告が、原告と訴答の期間の延長の合意に関する交渉を実施することを一般的な選択肢として紹介する)。See FED. R. CIV. P.4(d)(3) (アメリカ国外に所在する被告が正式な送達を受ける権利を放棄した場合、その訴答期間は、当該訴状などの受領日から90日に延長されることを規定する)。

(原稿受領 2021.7.8)